

の台頭、闇商人の富の独占を生んだ。しかしこれら新興民間企業は、政治レベルでの支配者層による庇護なしには十分な活動の自由を確保しえない。社会主義政策を大幅に修正したとはいえ、大衆掌握のためのポピュリスト的姿勢を政府は完全に放棄したわけではなく、貧富格差が広がるイラク社会一般に対してその不満の矛先を政府からそらすために、時折闇商人の摘発、処刑といった政策が取られることも少なくない。

新興企業の多くは、そうしたリスクをさけるために政府要人ないし支配一族を企業の顧問などの形で抱き込み、一種の御用商人と化している。典型的な例は大統領長子のウダイで、これら新興企業を通じて特にヨルダン経由の密貿易のほとんどを掌握していると伝えられている。またウダイが鶏肉市場を独占する一方で大統領異父弟のバルザーン・イブラヒーム・ハサンが羊・牛肉市場を独占、大統領娘婿の故フセイン・カーミルは生前石油相の地位を利用して石油関連産業を掌握していた、といった説が伝えられている。さらに大統領一族以外ではアジーズ副首相の子弟や、サアドゥーン・シャーケル元内相の子弟らがアンマンの両替商として活躍しているという説もある。

以上のような要素を勘案すれば、支配者層としては制裁下経済で得た既得権益を考えれば、必ずしも制裁解除は望ましい事態ではない。そうした事情が部分解除受諾を遅らせる一因になったものと推測できる。

第二節 経済制裁部分解除の実態

以上のような経緯のもとに、1996年12月11日より第一期制裁部分解除が実行され、トルコ経由パイプライン、ミナ・バクル港からの石油積み出しが開始された。同月末までに21企業、4368万バーレルの原油輸出契約が成立、四月末の段階までで契約を得た企業は50企業、1億2116万バーレルとなった。売り上げ総額は、当初の予定通り六ヶ月間で21億4200万ドルで、そのうちの1億4200万ドルがトルコ経由パイプラインの使用料に当てられた。しかしこの部分解除の第一期は、さまざまな点でイラク側に不満を残す形で終了した。その最大の原因は、イラク側が期待していたような人道物資の購入が行われず、国内経済の改善にはほど遠いものだったことである。

1. 部分解除による国内経済への影響

まずこの部分解除の決定およびその実施が、国内経済に与えた影響はいかなるも

のであったかを見てみよう。前述したような閉塞状況において、96年1月後半の政府による国連決議受諾の姿勢は国民に大きな期待を抱かせ、それを反映してイラク・ディナールは、96年1月半ばに3000IDにまで下落していたのが、2月初めには400IDに急騰した。対国連交渉が長引くにつれて、そのレートは焦燥感を反映して650～800IDと再び下落していたが、解除決定直後には再度450IDに急騰、数日後には600IDに落ち着いた。しかしその後も米国のイラク爆撃、右に伴う部分解除実行の無期延期決定といった動静に連動して、ディナールは安定せず900～1640IDと揺れ続けた。部分解除実施が最終的に決定された11月末には750～800IDに回復したものの、物資到着の遅れなどから失望感が先にたち、三月に一時的に1000IDに回復したのを除いて、97年前半期はほぼ1200～1800IDで推移した。

制裁部分解除が期待したほどディナールの価値上昇に効果をあげなかったものの、部分解除後の供給増を見越しての在庫放出などが相次いだことから、物価は96年以降ある程度改善傾向が見られていたといえよう。96年2月には部分解除交渉の進展への期待とラマダン月を控えての食料品需要の増大に呼応して、国营会社製品（主として乳製品）の大量放出、大幅値下げが実施され、それに並行して自由市場でも米、オレンジ、トマトなどの価格が一時的に5～15%にまで低下した。また同年五月の合意成立後には、貿易省が耐久消費財、スベアパーツの価格を40～50%下げる決定を行っている。部分解除実施の96年12月以降は実際に物資が到着するまでは物価は不安定なままであったが、97年3月の食料品到着直後には卵、食用油、小麦粉など主要食料品価格が二分の一から三分の二に低下した。UNICEFレポートによれば、97年4月から5月に食料品価格は米が16.6%、砂糖6.6%、肉10%、食用油20%、粉ミルク45.5%、トマト33.3%、小麦粉65%とそれぞれ低下した。

同時に配給量も部分解除実施後平均20%の増加が見られ、特に97年4月のフセイーン大統領誕生日と時期を合わせて米が1kgから2.5kgに増加された他、小麦粉は7kgから9kgに、砂糖は2kgに、食用油1kg、茶150g、石鹼250g、洗剤350g、粉ミルク2.7kgとなった。しかし6月および10月には食料品到着の全般的な遅れから再び削減され、砂糖は2kgから0.5kgに、米は2.5kgから1.25kgと減少している。また電力供給関係物資も一部人道的物資に含まれているものの、供給が不十分で設備改修が満足にできないことから、バグダードで一日6時間、地方では16時間にも上る停電が常態となっている。

表1 1996年12月からの六ヶ月間における石油輸出収入使途

単位 100万ドル

	分配予定額	実行支出
イラク政府による人道物資購入	878.4*	572.0
北部地域向け人道物資購入	215.4**	49.4
国連戦災補償金	497.2	497.2
国連活動費	36.5	20.3
国連特別委員会費	13.3	13.0
石油パイプライン輸送費	90.0	—
その他	16.6	16.6
合計	1747.4	1168.5

* うち691.3が食料品購入

** うち113.3が食料品購入

出所：MEES, 9 June 1997

表2 1996年12月からの六ヶ月間における人道物資分配状況

単位：1000トン

	分配予定量(A)	WFPが提示した必要 輸入量(96年4月)	実行分配量(B)	B/A(%)
野菜油	127.8	198	29.4	23
乳児用粉ミルク	8.1	—	3.1	39
豆類	127.8	70	28.1	22
米	319.5	770	62.7	20
塩	19.2	—	3.6	19
砂糖	255.6	734	15.5	6
茶	19.2	—	1.1	6
精白小麦	1419.8	2200	533.3	38
石鹸	32.7	—	5.8	18
洗剤	45.8	—	9.1	20
合計	2375.3	—	691.6	29

出所：表1に同じ

2. 人道物資輸入の大幅な遅れ

以上のように、部分解除実施によってある程度物資供給の増加がもたらされたもののその供給は安定せず、決定から実施に至るまでの交渉の展開、実施以後も遅々として進まない物資輸入などの要因によって、イラク国民の間では部分解除に寄せられた期待感がむしろ失望感に変わっている。その失望感の最大の原因は、部分解除による人道物資輸入が予想以上に遅れたこと、特にそれ以外の項目での支出が極めて順調に実行されているのに比較して、その遅れがあまりにも顕著だということにある。

96年5月の合意覚え書きには特別付帯合意はないものの、部分解除によって得られた収入のうち決議705で定められた比率の上限一杯の30%が補償基金に、また5～10%が国連活動資金に当てられる旨、定められた。そのうち戦災補償に関しては97年前半期中に予定全額の支払いを実行、さらに最優先事項の個人申請（主として戦争当時クウェイトに在住したエジプト、スリランカ、インド人労働者を対象）はすべて審査を完了し、6月末には団体申請の審査に移っている。国連補償委員会はこれまでに260万件、2200億ドル以上の補償申請を受けているといわれているが、その最大の補償対象はクウェイトで163億ドル、米国が88億ドル、サウディ、イランがそれに続き高額となっている。

補償関連の支払いの迅速さに比較して、人道物資が最初にイラクに到着したのは3月24日であった。最初の食料品として食料油と豆が、さらに二日後には米が到着したが、前者の食料油と豆に関していえばそれぞれ北部での一ヶ月分需要の3%、4%のみでしかなかった。最初の医薬品の到着はさらに遅れて5月9日であった。

この遅れをもたらした原因の一つには、物資購入を実行するに至るまでの国連の煩雑な手続きがある。96年5月の合意覚書では、まずイラク政府が分配計画を国連に提出し、国連人道問題局が審査、その後同取引用の銀行口座を開設し、国連事務総長が石油問題専門家と監視員を任命、最終的に輸出入を規定する手続きを安保理のもとに置かれた国連制裁委員会が承認する、という手順が定められている。そのため購入契約が申請されてから正式に許可が降りるまで相当な時間がかかる。3月18日までに申請された人道物資購入契約件数は324件であったが、そのうち制裁委員会提出件数は56件、同委員会許可件数は34件に過ぎなかった。5月末段階では申請件数630件に対し提出件数574件、許可件数331件、保留件数191件、区分待ち件数38件、却下件数14件となっている。

その結果4月15日までに到着した食料品は予定の10%、5月最初の週までに予定

量の四分の一が到着したに過ぎず、第一期が終わって二ヶ月を経た8月初めによく予定量の半分以上を越える食料品が到着した。より深刻なのは医薬品で、食料品以上に審査に時間がかかることから、7月半ば段階で到着した医薬品は予定量のわずか1%、8月1日段階でも25%でしかなく、国連も「医薬品の不足は深刻な問題」と認める事態となっている。

こうした遅れに対してイラク政府は「国連制裁委員会は契約金額のチェックのみがその役割であるはずなのに、契約内容にまでクレームをつけているのは違法である」（6月2日MEES誌）と手続き上の問題を指摘するとともに、「分配の遅れは米国の責任であり、多くの契約が軍事転用可能という理由で保留ないし却下されている。特に医薬品契約の40件が米国政府によって保留されている」（6月25日Hayat紙）と米国を批判している。これに対し米国は物資到着が3月まで遅れたことについて、「151人の分配監視委員がイラク国内に到着していないため、監視のないところで物資を搬入することはできない」（3月10日MEES誌）とその理由を指摘しているが、国連側が「国連事務局の手の届かないところに障害がある」（6月9日MEES）と認めるように、審査に厳しい英米と甘いフランス、ロシアといった形で制裁委員会のメンバー間で契約許可に対する対応がまちまちになっていることは否めないようだ。

その結果、イラク政府は現在の分配のあり方ではイラク側に益が少ない事を強調、「輸出上限を半年40億ドルとすべし」（4月29日アンバリ・イラク駐UNESCO大使発言）といった主張も出され、第一期終了後には分配方法の見直しを求めて石油輸出を差し止める措置を取った。そのため第二期（1997年6月～12月）の石油輸出開始は8月9日まで遅れ、第二期の石油輸出期限が実質的に四ヶ月しかないこととなった。特に最初の90日間の10億ドル分は、規定からすれば9月5日までに輸出しなければならない。これについては石油輸入国側の懸念も強く、最終的に安保理は前半10億ドル分の期限を10月4日まで延長することで合意した。

3. 石油輸出相手選別の政治的基準

部分解除の実施による人道物資購入が米国等先進諸国の政治的駆け引きによって大きく左右されている、と認識するイラク政府は、その石油輸出において相手企業を選別する上でこれに対抗する政治的駆け引きを展開している。決議986の特徴のひとつはイラク政府が直接各石油会社と交渉できる点であり、石油輸出契約はイラクにとって主導権を取りうる数少ない機会のひとつである。第一期に最も多く契約を獲得した国はロシアであり、13企業（合計2854万バレル）で契約量も最大となっ